

平成 2 5 年 4 月 5 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

(第 1 回 臨 時 会)

廿 日 市 市



第2回廿日市市議会議案目次

報告第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	9



報告第2号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成25年4月5日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成25年3月31日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第10条の3第6項中「満たすことを証する書類」の次に「（平成25年4月1日前に当該耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了した場合にあつては、これらの書類に加えて当該耐震改修に係る契約を締結した日を証する書類）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の廿日市市税条例第54条第5項の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、固定資産税及び特別土地保有税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。



報告第3号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成25年4月5日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成25年3月31日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。



報告第4号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成25年4月5日提出

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分年月日 平成25年3月31日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の6及び第19条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1万6,800円

第5条の6第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 4,875円

第19条第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1万1,760円

第19条第1号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,413円

第19条第2号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 8,400円

第19条第2号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,438円

第19条第3号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 3, 360円

第19条第3号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ） 特定継続世帯 975円

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。



